

研修エントリー制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の研修エントリー制度の実施に際し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 研修エントリー制度は、職員のスキルアップにつながる研修体制を整備し、取組みを支援することで、職員自らが研修を計画し、能力・生産性の向上を図ることを目的とする。

(研修管理者)

第3条 役割等級がL3以上の各事業所の管理者は、研修管理者として所属職員の勤務体制を十分考慮し、所属職員が平等に研修を受けられるよう努めなければならない。

(職場研修の種別)

第4条 研修エントリー制度における研修の種別は、次のとおりとする。

(1) e ラーニング研修

ア 専門別研修

イ ヒューマンスキル研修

ウ その他の研修管理者が必要と認める研修

(2) 外部研修

法人が設定する推奨スキルの習得に有効であるとして、外部で実施される研修に対し、制度の適用を認める研修

(対象者)

第5条 対象者は、事業団に所属するⅡ種・Ⅲ種・Ⅳ種職員のうち、L1・L2・L3・L4・L5の役割に該当する職員とし、対象者が研修を計画し、研修受講申請書の提出を行うことで、法人指定研修の受講者（以下「研修エントリー者」という。）として認定する。

(研修受講ポイントの付与)

第6条 職員自らが計画的に研修に取り組むことにより、能力の向上・生産性の向上につながるという観点から、研修エントリー者の取組みを研修受講ポイントの付与で評価するものとする。

2 研修受講ポイントは別表に定める研修項目の1つの項目につき5ポイントとする。

(研修受講ポイントの期限)

第7条 研修受講ポイントとして年度内に保有できるポイント数は30ポイントを上限とし、年度を超えて保有することはできない。

- 2 研修受講ポイントは、年度途中の役割変更があった場合、その職員の属する役割等級に応じて、保有の可否を決定する。

(能力基準基本給加算への反映)

第8条 当該年度末に研修受講ポイントの集計を行い、当該年度内の累計ポイントが30ポイントに到達することにより、種別・役割に応じた能力基準基本給を加算するものとする。

- 2 能力基準基本給で加算する月額ピッチは、OJT 及び OFF-JT に記載する額の合算額とする。
- 3 能力基準基本給加算の改定は、その職員の属する等級における加算額の範囲で決定する。

(研修の実施方法等)

第9条 研修エントリー制度による研修（以下「法人指定研修」という。）は、指定勤務時間内で行わなければならない。

- 2 法人指定研修の科目・実施内容は別表のとおりとし、法人ホームページで公開する。
- 3 法人指定研修の修正や追加については、その都度法人ホームページで告知を行う。

(法人指定研修の受講申請)

第10条 法人指定研修の受講にあたり、研修エントリー者は、受講1か月前までに研修エントリー申請書（様式第1号）に記載し、研修管理者へ提出しなければならない。

- 2 研修管理者は研修エントリー申請書を月ごとに取りまとめ、毎月25日までに法人事務局総務課に提出しなければならない。

(研修エントリー者との面談)

第11条 研修管理者は、研修エントリー者の申請時に、面談を実施する。

- 2 各事業所における研修管理者は、面談者の多寡、人材の育成のために面談実施者を指名することができる。ただし、指名については、役割等級 L3 以上に該当する職員に限る。

(法人指定研修の申請受付)

第12条 法人事務局長は、前条第2項の規定により提出を受けた申請書に基づき、研修エントリーを承認するものとする。

- 2 研修エントリー制度の受付については、当該年度の2月25日で終了する。

(法人指定研修の報告)

第13条 研修エントリー者は、法人指定研修受講後2週間以内に、研修報告書(様式第2号)に記載し、研修管理者に報告しなければならない。

(法人指定研修実施結果の報告)

第14条 研修管理者は、研修報告書を月ごとに取りまとめ、翌月の5日までに法人事務局長に報告しなければならない。

2 研修管理者は、当該年度の受講履歴を取りまとめ、3月15日までに法人事務局総務課に報告しなければならない。

(その他)

第15条 本要綱に定めのない事項については、法人事務局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度の研修エントリー制度については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 第6条第2項に定める研修受講ポイントは、1つの項目につき10ポイントとする。

(2) 第10条に定める法人指定研修の受講申請については、別途通知によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度の研修エントリー制度については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 第6条第2項に定める研修受講ポイントは、1つの項目につき10ポイントとする。

(2) 第10条に定める法人指定研修の受講申請については、別途通知によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度の研修エントリー制度については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 第6条第2項に定める研修受講ポイントは、1つの項目につき10ポイントとする。

(2) 第10条に定める法人指定研修の受講申請については、別途通知によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度の研修エントリー制度については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 第6条第2項に定める研修受講ポイントは、1つの項目につき10ポイントとする。

(2) 第10条に定める法人指定研修の受講申請については、別途通知によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度の研修エントリー制度については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 第6条第2項に定める研修受講ポイントは、1つの項目につき10ポイントとする。

(2) 第10条に定める法人指定研修の受講申請については、別途通知によるものとする。